

吹田市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、吹田市総合計画審議会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴受付簿に記入しなければならない。

（傍聴の受付）

第3条 傍聴の受付は、会議開始時刻の15分前から会議開始時刻まで行う。

（傍聴人の定員）

第4条 傍聴人が多数ある場合は、会長がこれを制限することができる。

2 前項の規定により傍聴人の制限を行う場合は、抽選によるものとする。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

（1） 会議の進行の妨げとなるような行為をしないこと。

（2） 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りではない。

（係員の指示）

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（補則）

第9条 この基準に定めるもののほか、審議会の運営上、傍聴に関し必要な事項が生じたときは、会長が定める。

附 則

この基準は、平成15年11月13日から施行する。